

## 第 2 期高津区区民会議運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成 18 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、高津区区民会議（以下「区民会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(課題の把握)

第 2 条 区民会議で取り上げる課題を把握する方法は、次のとおりとする。

- (1) 区民会議委員は、自身の日頃の活動等を通じて課題を把握するものとする。
- (2) 区役所は、区民から課題の募集を行うとともに、日常の業務及び各種行政計画等を通じて課題を把握するものとする。

(課題の選定基準)

第 3 条 区民会議で取り上げる課題を選定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 共通性（区民や地域が抱える一定の共通性を持った問題やテーマであり、区民のニーズが高いもの）
- (2) 公共性（特定の個人、グループの要望ではなく公共性のあるもの）
- (3) 緊急性（課題の解決が緊急に求められているもの）
- (4) 展開可能性（区民会議で審議することにより、新たな展開が期待でき、具体的な解決につながる方策又は方針を図れるもの）

(副委員長)

第 4 条 副委員長は、地区別委員及び分野別委員から各 1 名を委員の互選により定める。

(書記)

第 5 条 区民会議に、書記を設置し、委員長が指名する。

2 書記は、確認事項及び決議事項を記した会議要旨を、会議ごとに書面にまとめるものとする。

(企画運営会議)

第 6 条 区民会議に、委員長、副委員長、書記及び委員 3 名以内で構成する企画運営会議を設置するものとする。

2 企画運営会議は次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 会議運営の事前調整に関すること。
- (2) 会議要旨の確認に関すること。
- (3) その他区民会議から委任を受けた事項に関すること。

3 企画運営会議に属すべき委員（委員長、副委員長及び書記を除く）は、委員の互選により定める。

4 企画運営会議は、会議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(決議方法)

第 7 条 区民会議において決議を行う場合は、原則として、全会一致をもって行う。

ただし、意見が分かれた場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の

ときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 専門部会は、必要に応じ、区民会議において承認されたときに設置するものとする。

2 専門部会は、部会長が招集し、部会員が自主的に運営するものとする。

3 専門部会は、部会での調査検討結果を報告書としてまとめ、直近に開催される区民会議に報告するものとする。

4 専門部会は、調査検討結果の区民会議への報告又は委員の任期の終了をもって解散する。

5 部会長は、企画運営会議の求めにより、企画運営会議に出席するものとする。